

【住宅改修】

下記の工事は介護保険の対象となります。
ご自宅の改修をご検討されている方は是非ご相談下さい。

介護保険が適用される住宅改修



1.手すりの取付

トイレ・浴室・洗面所・廊下
玄関まわり・階段など



2.床段差の解消

玄関・廊下・居間・トイレなど



3.すべりの防止

階段・浴室
玄関まわり・和室など



4.引き戸等への取り替え

トイレ・浴室など



5.洋式便器等への取り替え

トイレ



6.付帯して必要な工事

トイレ手すり設置のための下地工事など

住み慣れた自宅で、安心して暮らすために

介護保険の支給限度額と自己負担

※9割は 工事完了後、
自治体より支払い

※1割は
自己負担

超過分は
自己負担



超過分

は自由あり
ご自宅を感
で感ぜるこ
危険や不
か？

※「負担割合証」に記載の割合(1・2・3割)と20万円を超過した部分が自己負担となります。

サポートステーションKiseki

シヤルール

